

飯塚事件第2次再審請求即時抗告審の不当決定に強く抗議する

本日、福岡高等裁判所（溝國禎久裁判長）は、飯塚事件で死刑執行された故久間三千年氏の遺族が申し立てた第2次再審請求即時抗告を棄却する不当決定をおこなった。

「人の命を奪つておいて理由を曖昧にしないでください」という、再審請求人の故久間氏の妻の訴えと、「死刑判決に誤りはないのか？ 死刑執行は正しかったのか？」という判決への疑問を明らかにするために多くの人々が再審開始決定を求めてきた。

死刑判決の誤りと疑問が明らかになったにもかかわらず再審請求を棄却した福岡高裁に強く抗議する。あわせて、弁護団への証拠開示を拒否した検察を強く非難する。

本件では、被告人と犯行を結び付ける直接証拠は存在せず、情況証拠も単独では被告人を犯人と断定することができないとして、久間さんと女児との接触の唯一の情況証拠であるDNA型鑑定に加えて、事件当日、誘拐現場とされる通学路上で被害女児を見たとする目撃者の供述調書や、事件当日に遺留品発見現場付近で久間氏の所有車両と特徴が一致する車両を見た旨の目撃者の証言によって有罪認定が行われていた。

しかし、第1次再審請求では、このDNA型鑑定の信用性が否定された。

第2次再審請求審の新証拠（2人の証言）は、誘拐現場・三叉路の「情況事実」の証拠とされた女性の供述は捜査員の誘導によってつくられたものであったこと、また、八丁峠で車両と男性が目撃されたとする午前11時頃には、女児2人は八木山バイパスの白い軽自動車の中に目撃されており、まだ事件（殺人・死体遺棄）は発生していなかった可能性があることをあきらかにしました。新たな証言によれば、事件当日の被害女児の誘拐現場が特定できず、また、遺留品発見現場付近で目撃されたという久間氏の所有車両と特徴が一致する車両も本件犯行とは無関係ということになり、本件の犯人を久間氏であるとする確定判決の認定には強い「合理的な疑い」が生じたことは明らかであった。しかし、福岡高裁は、新証拠（証言）の明白性を否定し、即時抗告を棄却した。この判断は、「確定判決をくだした裁判所の審理中に提出されていたならば、はたしてその確定判決になされたような事実認定に到達したであろうか」という観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき」とし、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則を再審でも認めた（最高裁白鳥決定（1975年5月20日）を無視するものである。

福岡高等裁判所の棄却決定は、死刑判決を下した責任の重み、人の命の重みを軽んじるもので厳しく批判されなければならない。

憲法76条3項は、「裁判官は、その良心に従い…憲法及び法律のみに拘束される」とし、最高裁は「裁判官が良心に従うということは、…自己内心の良識と道徳感に従う」（48年11月11日）こととしている。多数の疑問が残っている飯塚事件の死刑判決に対する再審請求を棄却した福岡高等裁判所・裁判官に「良心」「内心の良識と道徳感」は見つけられない。

棄却決定に改めて抗議する。

本件で改めて問題となった捜査側手持ち証拠の全面開示の重要性など再審法改正は急務である。また、誤判による執行の危険など死刑制度について社会的議論が求められている。

私たちは、ひきつづき、飯塚事件の確定死刑判決の誤りや疑問をひろげ、再審無罪をめざして運動をすすめています。みなさんのご支援をお願いします。

2026年 2月16日

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会／再審・えん罪事件全国連絡会／
日本国民救援会中央本部／日本国民救援会福岡県本部